

議第 六 号

栃木県議会規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会規則第十五条第一項の規定により提出します。

令和三年九月二十二日

提出者

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

栃木県議会議員 山形修治  
小林幹夫  
西川澤和一  
中川雄次  
吉田大  
池羽茂  
斎藤忠  
早川大  
白川忠  
保母次  
斉藤次  
藤母次  
裕久彦

栃木県議会規則 第号

栃木県議会規則の一部を改正する規則

栃木県議会規則(昭和三十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表(第百十八条関係)		略	改 正 後
名 称	目 的		
構 成 員	招 集 權 者		
栃木県議会規則(昭和三十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。			

別表(第百十八条関係)		略	改 正 前
名 称	目 的		
構 成 員	招 集 權 者		
栃木県議会規則(昭和三十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。			

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

栃木県議会議長

阿 部 寿 一 様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

栃木県議会議員 山形修治  
小林幹夫  
西川澤和一  
中川雄次  
吉田大  
池羽茂  
斎藤忠  
早川大  
白川忠  
保母次  
斉藤次  
藤母次  
裕久彦